（診療科及び診療施設）

第十八条　病院に、次の診療科を置く。

内科
精神科
小児科
外科
脳神経外科
整形外科
皮膚科
泌尿器科
眼科
耳鼻咽喉科
産科婦人科
放射線科
麻酔科
形成外科
歯科口腔外科
病理診断科

2　［略］

（事務部長、病院企画調整官及び課長）

第十九条　事務部に事務部長及び病院企画調整官を、課に課長を置く。

2・3　［略］

4　病院企画調整官は、事務部長の命を受け、病院の所掌事務に関する企画及び調整並びに病院の運営改善に関する事務の総括及び連絡調整に関する事務のうち、重要事項に関するものを掌理する。

5　［略］

四　医療に関する証明書の交付に関すること。
五　診療記録の整理及び保管並びに医療に関する報告に関すること。
六　患者の福利厚生に関すること。
七　患者の給食に関すること。
八　医療に関する統計に関すること。
九　霊室の業務に関すること。
十　職員の人事、教養及び給与に関すること。
十一　職員の福利厚生に関すること。
十二　行政財産の管理に関すること。
十三　消毒、洗濯その他の保清に関すること。
十四　警備に関すること。
十五　その他医事に関すること。

（診療科及び診療施設）

第十八条　病院に、次の診療科を置く。

内科
精神科
小児科
外科
脳神経外科
整形外科
皮膚科
泌尿器科
眼科
耳鼻咽喉科
産科婦人科
放射線科
麻酔科
形成外科
歯科口腔外科

2　［同上］

（事務部長及び課長）

第十九条　事務部に事務部長を、課に課長を置く。

2・3　［同上］

［項を加える。］

4　［同上］